

筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成19年9月28日条例第24号）

最終改正:平成27年7月13日条例第19号

改正内容:平成27年7月13日条例第19号〔令和3年1月1日〕

- 第3条 市長又は一般廃棄物収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して、土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。）は、法第6条の規定により定めて公表した本市の一般廃棄物処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）に従い、分別し、指定袋に入れて所定の場所に排出しなければならない。ただし、指定袋に入らない一般廃棄物については、粗大ごみ専用指定シールを貼付して、排出しなければならない。この場合において、通常成人1人が手で運搬できる物については1枚、それ以外については2枚貼付する。
- 2 一般廃棄物処理計画において市長が設置する回収容器に排出する乾電池、白色トレイ、紙パックその他市長が定めるものについては、前項の規定は適用しない。
- 3 指定袋及び粗大ごみ専用指定シールの1枚当たりの販売価格は、次の表に掲げる額とし、消費税等を含んだ額とする。

＼	家庭系廃棄物	事業系廃棄物
可燃物用指定袋	小 20円 普通 30円 大 50円	普通 57円 大 100円
缶用指定袋、 ビン用指定袋、 不燃物用指定袋	小 20円 大 30円	57円
ペットボトル用指定袋	30円	57円
粗大ごみ専用指定シール	500円	500円